

四 最任賃金 田子 吉田三十子 女子八十子

解決の案

總覽 書目

一 最任賃金銀制の件

田子 吉田三十子 女子八十子 但し初年を右除し

一 給料整理の件

大正十五年三月分より全員に對し増給すること

一 休業割増の件

従前通りとする但し保護上の休業に對しては

重なる措置のこと

一 積立金通帳の件

積立金制は撤廃あり

一 協定賃金制の件

延期 あり こと

一 解雇者の件

今後本問題に用執して絶体に解雇者を出

さないこと

一 解雇手続の件

解雇者一人に對し金百円手書と支給す

一 休業中の日給は支給せし

但右相も額を新年度勤怠手書として手書に支給す

右總覽書交す